

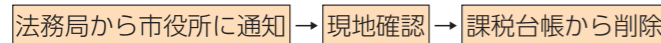
固定資産税・都市計画税は1月1日が基準日です

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の登記簿または課税台帳に登録されている方に課税されます。このため、売買などを行っていても、年内に所有権移転登記などが済んでいない場合は、前の所有者に課税されますので、ご注意ください。

また、家屋を取り壊した場合には、次のとおり手続きを行ってください。

《登記家屋》

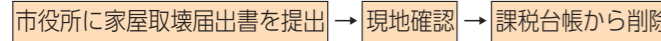
①法務局への手続きが完了している場合



②法務局への手続きが完了していない場合



《未登記家屋》



これらの手続きが行われない場合には、家屋の取り壊しが確認できないことがあります。

なお、「家屋取壊届出書」の用紙は、税務課で配布する他、市ホームページからダウンロードできます。また、行田市電子申請・届出サービスから届け出もできますのでご利用ください。

▶問い合わせ 同課資産税グループ(内線234)

納期のお知らせ (12月分)

普通徴収(納付書や口座振替で納めていただく方)

- 市県民税・・・・・・・・・・4期
- 国民健康保険税・・・・・・・・・・6期
- 後期高齢者医療保険料・・・・・・・・・・6期
- 介護保険料・・・・・・・・・・6期

納期限 12月26日(月)

- 市税などの納付には、「安心! 確実! 便利!」な口座振替をご利用ください。
- 納付の相談は随時窓口で実施しています。

▶問い合わせ 税務課(内線236・237)

特別徴収(年金からあらかじめ差し引かれる方)

12月支給の年金から差し引きます。

- ①市県民税
- ②国民健康保険税
- ③後期高齢者医療保険料
- ④介護保険料

▶問い合わせ ①税務課(内線231)
②保険年金課(内線271)
③保険年金課(内線227)
④高齢者福祉課(内線277)

交通遺児等に援護金を給付します

埼玉県交通安全対策協議会では、県内在住の交通遺児等を対象に援護金を給付しています。

※交通遺児等とは、交通事故(陸海空全ての交通事故が対象)により、死亡または重い障害を負った保護者に養育されている18歳以下の方をいいます。

▶対象 県内に在住する乳幼児並びに小・中・高等学校および各種学校などに在学する平成16年4月2日以降に生まれた方で、次の表に掲げる世帯に属する方

給付対象人数	同居世帯の総所得額
1人	2,740,000円以下
2人	3,120,000円以下
3人	3,500,000円以下
4人	3,880,000円以下
5人以上	4,260,000円以下

- ▶給付額 対象者1人につき10万円
- ▶給付時期 令和5年5月上旬
- ▶申請期限 令和5年1月31日(火)まで
- ▶申請方法 市役所および学校などで配布する申請書類に必要事項を記入の上、持参または郵送によりみずほ信託銀行浦和支店【持参・郵送】〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2-6-18
- ▶問い合わせ 県防犯・交通安全課 ☎048-830-2955

水城公園東側園地再整備工事を実施します

水城公園東側園地の再整備事業について、今年度はあおいの池護岸、池周辺ベンチ類および園東側の公園灯の更新工事を次のとおり実施します。

これに伴い、主にあおいの池周辺が立入禁止となり、また池の北側園路が利用できなくなります。現地看板の指示に従い、公園をご利用ください。

施設利用者の皆さんにはご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



- ▶工事期間 12月中旬～令和5年3月下旬(予定)
- ▶工事箇所 水城公園東側園地内
- ▶問い合わせ 都市計画課公園グループ(内線5603)

異常水質事故防止にご協力ください

河川や水路に油や薬品などが流れ、魚が死んだり、水道水や農業用水の取水に影響が出たりする異常水質事故が多く発生しています。

年末の大掃除の際には、不要な塗料や油、農薬などの取り扱いに十分注意し、決して河川や水路、側溝に流さないようお願いいたします。事故対応の費用は、事故原因者の負担となります。

もし、異常水質事故を見つけた場合は、速やかに県東部環境管理事務所(☎0480-34-4011)または環境課にご連絡ください。

▶問い合わせ 同課 ☎556-9530

各種相談 (12月15日～令和5年1月14日)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するため、急きょ中止または延期とする場合があります。

相談	場所	期日	時間	問い合わせ
法律(予約制)	産業文化会館2階会議室	12月27日(火)	※予約は12月1日(休)から 午前9時30分～正午	地域活動推進課(内線252)
		1月12日(休)	※予約は12月15日(休)から 午後1時30分～4時	
行政機関に対する意見・要望	産業文化会館2階会議室	12月19日(月)	午後1時30分～3時30分	
消費生活多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時30分～正午 午後1時～3時30分	消費生活センター(内線495)
相続、遺言、離婚、日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	1月11日(火)※予約制	午後1時～4時	埼玉県行政書士会埼玉支部 ☎564-0104
夫婦関係・DVなど(予約制)※女性相談員対応	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※土曜日は市内在住の方を対象に電話相談も受け付けます。	午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ ☎556-9301
人権	忍・行田公民館	1月11日(火)	午後1時30分～3時30分	人権推進課(内線221)
税務(予約制)	関東信越税理士会行田支部(市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く)※予約受け付けは毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の午前10時30分～午後3時30分	午後1時～4時	関東信越税理士会行田支部 ☎554-1411
夜間の納付相談	市役所	毎週火曜日(祝日を除く)	午後5時15分～7時	税務課(内線236・237)
水道料金の夜間納付	水道庁舎(前谷)	12月20日(火)、1月10日(火)	午後5時15分～7時	水道課 ☎553-0131

下水道事業受益者負担金をお支払いの方へ

第3期納期限 12月26日(月)

受益者負担金は、下水道供用開始となった時点で、使用の有無を問わず土地の面積に応じて賦課されます。この負担金の納付には便利な口座振替をご利用ください。また、期限内の納付が困難な場合は、納付相談をご利用ください。

なお、負担金賦課区域内の土地で売買・相続などにより受益者の変更があった場合は、下水道課までご連絡ください。

▶問い合わせ 同課業務グループ ☎564-0303

▼問い合わせ 環境課 ☎556-9530

さしあげます

▷一輪車 ▷座布団 ▷唐箕 ▷製麺板 ▷麺棒 ▷幼児用木馬 ▷幼児用おもちゃ(複数) ▷冷凍庫 ▷学習机 ▷製図台 ▷デッサン用石膏像(ヴィーナス) ▷大正琴 ▷はしご(アルミ製)

ゆずってください

▷車椅子 ▷ステーキ皿 ▷バーベル ▷オープンレンジ ▷電子レンジ ▷ヘアアイロン ▷電気ポット ▷一斗缶(蓋付き) ▷ギター ▷固定電話 ▷掃除機 ▷ファンヒーター ▷ミシン ▷ロックミシン

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制となりますので、紹介後は、本人同士で話し合いの上、無償で品物の受け渡しを行ってください。なお、登録期間は3カ月です。登録受け付けの際、写真を提供していただける方は、その旨を申し出てください。

不用品情報(無料)